

## 山形県と労福協との懇談会 意見交換の内容

### 1. 多重債務問題について

①「山形県多重債務対策協議会」の充実強化策について、どのような考え方にあるのかお聞きしたい。

(県知事)

山形県多重債務対策協議会では「多重債務者相談ハンドブック」を作成し、相談窓口の情報提供をしている。また、担当者の相談対応能力の向上を図るための「多重債務相談担当者研修会」の開催や、毎年11月に県内19か所(13市と各総合支庁)にて「無料相談会」を開催している。

今後はこれらの取り組みをさらにすすめていくとともに、関係機関との連携を強化し、相談者を相談機関に誘導する体制を充実していく。

②「山形県多重債務対策協議会」と、労福協や労金との提携について考えをお聞きしたい。

(県知事)

貴協議会に対してはこれまで同様、山形県多重債務対策協議会を通じて連携していくとともに、貴協議会の「生活なんでも相談」や東北労働金庫の「サポートローン」などの情報について「多重債務者相談ハンドブック」を通じて情報提供していきたいと考えている。

### 2. 地方消費者行政の充実について

①消費者行政をすすめていく「推進本部」の設置や組織について、どのような考え方にあるのかお聞きしたい。

(県知事)

県においては、総合的かつ効果的な消費者行政を推進するため、危機管理くらし安心局長を座長とし庁内関係16課長を構成委員とする「山形県消費者行政連絡会議」を設置している。重要事項については副知事を議長とする「危機管理調整会議」と情報の共有を図りながら施策の推進を図っている。

②国の基金を活用した消費者行政の推進について、現段階での考え方についてお聞きしたい。

**(県知事)**

山形県消費者行政活性化基金については、県や市町村の消費生活センターを新規に設置したり、相談員の増員、啓発活動の強化など消費者行政の充実に取り組んでいる。

なお、この基金の活用期限が24年度までに延長されたことから、市町村に活用を働きかけたところ、24年度までに使い切る規模の事業計画が上がってきている。25年度以降についても財政措置を含めた支援制度について国に提案してまいりたい。

③相談員の処遇改善策や、相談員の専門性の向上についての支援策についてお聞きしたい。

**(県知事)**

10月現在、4地域に11名の消費生活相談員を配置している。

相談員に対しては、専門的な知識を要する事案の増加や、国の要望などもあり、「有資格者の在職年限を定めないこと」や、「有資格者加算」など処遇を改善してきたところである。

また、専門的な研修に参加させたり、県消費生活センターの相談員が市町村や新設したセンターに出向いて現地研修を実施して相談員の専門性の向上に取り組んでいる。